

防空法で犠牲拡大

東京大空襲75年

識者 「逃げたら非国民」洗脳

75年前の東京大空襲は下町を広範囲にわたり焼失させ、約10万人もの犠牲者を出した。被害が拡大した背景には、市民に空襲時の避難を禁じ、消火を義務付けた防空法の存在がある。識者は「逃げたら非国民」との意識を植え付けた。そうした精神主義は今もなくなっていないのではないか」と問い掛ける。

1945年3月10日。もうもうと立ち上る白煙に、強風で舞い上がるのは、焼けた工場。火の中を夢中で走り、空襲が始まり、隣りにうずくまって炎をやり過ごした。

家族はばらばらに避難。母は無事だったが、姉と祖母が亡くなった。警防団として隣の家の家々を守るため自宅に残った父一男さんは、どれだけ捜しても見つからなかった。防空法は「退去を禁止もしくは制限」「応急防火をなすべし」と規定。大竹さんは当時、防空法のことを知らなかったが、周囲の大人から「自分の家はもちろん、隣も守れ」と

と言いつけられ、空襲を想定してバケツで消火したり、はしごで屋根に上ったりする訓練を繰り返していた。多くの人が消火活動をしていて犠牲に。一町中を焼き尽くすような火は自分たちで消せるようなものじゃない。無駄死にだったのではないか」との思いが今も消えない。早稲田大の水島朝穂教授（憲法学）によると、防空法は日中戦争前の37年3月に成立。当初は防空演習に法的根拠を持たせることが目的だったとみられるが、41年12月の日米開戦の前月、退去禁止と応急消火義務が加えられ改正された。

終戦の約1カ月前、米軍が青森市に空襲予告ビラをまき、多くの市民が避難。しかし「避難者には配給を停止する」と通告され、戻った市民が犠牲になった悲劇も起きた。水島教授は「防空法が『逃げたら非国民』という意識を植え付けた」と分析する。国による救済がなく放置されたとして大阪大空襲などの被害者らが起こした集団訴訟は2014年に敗訴が確定したが、判決は市民



東京大空襲の日の体験を語る大竹正春さん（東京都杉並区）

の事前退去が困難となったり、焼夷弾の脅威を過小に宣伝したことなどで市民が危険な状況に置かれたりしたとして、当時の国策の問題点を示した。水島教授は「防空法は過度の精神主義で民衆に強い義務を課した」と指摘。科学的根拠に基づかない行動を促し、多大な犠牲を生んだ精神主義は、現在も憲法改正の緊急事態条項新設や、新型コロナウイルス感染症対策で私権制限を伴う緊急事態宣言を可能にする特別措置法改正の議論に見え隠れするとい

奮闘に

警で採用

世界一危険な犬。そんな異名を持つ闘犬、アメリカカンピットブルテリア（ピットブル）2匹が警察の要請に応じて行方不明者の捜索などに出勤する「囑託警察犬」として昨年春、熊本県警に採



熊本県警の囑託警察犬として活躍するアメリカンピットブルテリアのケン⑤とローシ①。中央は指導士の足立佳子さん（熊本県水俣市）

最後の石炭列車 入炭を貨車20両に載せ、JR南打根（川崎）